

市町村別の部

解 説

この部には、市町村別のデータを掲載した。
出典、留意事項等については以下のとおり。

1 土 地

- (1) 総面積は、国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」より。
- (2) 耕地面積は、農林水産省統計部「作物統計調査」より。
- (3) 林野面積は、農林水産省統計部「2015年農林業センサス」より。

2 人 口

総務省統計局「国勢調査」より。

3 農林業経営体

農林水産省統計部「2015年農林業センサス」より。

4 農家及び農家人口等

農林水産省統計部「2015年農林業センサス」、
「集落営農実態調査」より。

5 耕 地 面 積

- (1) 農林水産省統計部「作物統計調査」より。
- (2) 「作物統計調査」を実施する上で把握した地域における標本調査及び現地見積りの結果、関係機関からの情報等をもとに、都道府県値の内訳として市町村別に作成した加工統計であり、作成する上で精度を設定しているものではない。
なお、「作物統計調査」は都道府県値を求めるために設計されている。
- (3) 市町村別の出作・入作を考慮していない。
(属地統計)
- (4) 数値については、四捨五入しており、県計値と市町村別の内訳の計が一致しない場合がある。

6 農 作 物

「5 耕地面積」と同様。

7 市町村別農業産出額(推計)

- (1) 農林水産省統計部「市町村別農業産出額(推計)」より。
- (2) 生産農業所得統計(都道府県別推計)において推計した都道府県別農業産出額(品目別)を2015年農林業センサス及び作物統計を用いて市町村別に按分した。農業産出額＝都道府県別農業産出額×市町村別作付面積(飼養(出荷)頭羽数)等÷都道府県別(飼

養(出荷)頭羽数)等

ア 耕種部門

作物統計で市町村別収穫量がある品目(水稻、麦、大豆、そば、なたね)は当該収穫量を用いて按分し、それ以外の品目は農林業センサスの販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

作物統計及び農林業センサスにおいて調査していない品目については、都道府県別農業産出額を合算し、農林業センサスの各部門で調査しているその他品目(その他の雑穀、その他の豆類、その他の工芸農作物、その他の野菜及びその他の果樹)の販売目的の作付延べ面積を用いて按分した。

イ 畜産部門

農林業センサスで調査している畜種別の飼養(出荷)頭羽数を用いて按分する。

軽種馬等のその他畜産物については、農林業センサスでは飼養(出荷)頭羽数を調査していないため、農林業センサスにおけるその他の畜産の販売金額を用いて按分した。

ウ 加工農産物

原料生産物の生産動向と高い相関関係にある荒茶及び畳表については、農林業センサスの販売目的の作付面積(荒茶は茶の作付面積、畳表はその他の工芸農作物の作付面積)を用いて按分した。

エ 按分するための統計数値がない品目

市町村別農業産出額(推計)を作成しない。
(該当品目:子豚[豚の内数]、その他の鶏(ひな、種卵等)[鶏の内数])

オ 按分する統計数値の適用期間

2015年農林業センサスは、平成26年から5年間適用し、作物統計は、都道府県別農業産出額の推計に用いた年産の結果を適用した。

- (3) 市町村別農業産出額(推計)と平成18年までの市町村別農業産出額(以下「旧市町村別農業産出額」という。)との相違点

ア 自家消費等の扱い

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を基に推計していたことから、自家消費分を含む全ての収穫量を推計対象としていた。

一方、市町村別農業産出額(推計)は、作物統計の市町村別収穫量がない品目については、農林業センサスにおける農業経営体が販売目的で作付けた面積を按分比としていることから、按分の基となる都道府県別農業産出額には自家消費等を

172 市町村別

含むが、市町村別の結果には自家消費等の実態が反映されていない。

※ 農業経営体とは、調査日（農林業センサス実施年の2月1日）現在の経営耕地面積が30アール以上又は過去1年間の農産物販売金額が50万円以上に相当する規模の農業を営んでいる者をいう。

イ 属地統計と属人統計による違い

属地統計とは、例えば作物が生産された場所別に集計される統計のことをいい、属人統計とは、作物を生産した人の所属する場所別に集計される統計をいう。

旧市町村別農業産出額は、属地統計である作物統計を用いて推計しており、作付けしている市町村に収穫量が計上されるため、産出額も作付けしている市町村に計上される。

一方、市町村別農業産出額（推計）は、属人統計である農林業センサスを用いて推計している品目は、農業経営体が所在する市町村に作付面積が計上されるため、農業産出額も農業経営体が所在する市町村に按分される。

ウ 地域特産品の価格差

旧市町村別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果の情報等により整理した都道府県別平均単価を用いて推計している。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、農業物価統計や卸売市場統計調査結果の情報等により整理した都道府県別平均単価を用いて推計している。

このため、特定の市町村で高価格の地域特産品を生産していても、都道府県別平均単価との価格差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

エ 単位当たり収穫量（単収）の地域差

旧市町村別農業産出額は、作物統計の市町村別収穫量を用いて推計していた。

一方、市町村別農業産出額（推計）の算出基礎である都道府県別農業産出額は、県全体の収穫量を用いて算出しているが、按分に用いる農林業センサスは作付面積であることから、単収の地域差は市町村別農業産出額（推計）に反映されない。

オ 市町村別農業産出額（推計）における秘匿措置

(ア) 都道府県別農業産出額の部門が秘匿されている場合

市町村別農業産出額（推計）を合計することで、都道府県別農業産出額の部門が推測されることを回避するため、当該都道府県の当該部門については、農業産出額が計上された全ての市町村を秘匿した。

(イ) 市町村別の按分に用いた統計数値が秘匿されている場合

市町村別農業産出額（推計）を公表することにより、市町村別の按分に用いた統計数値（農林業センサスの作付面積及び作物統計の収穫量）が推

測されることを回避するため、都道府県別農業産出額を市町村別の按分に用いた統計数値が単一である部門（花き、生乳、豚、鶏卵、ブロイラー）については、該当する市町村の数値を秘匿した。

7 林野面積

農林水産省統計部「2015年農林業センサス」より。

8 漁業構造

農林水産省統計部「2013年漁業センサス」より。

9 漁業生産

農林水産省統計部「海面漁業生産統計調査」より。